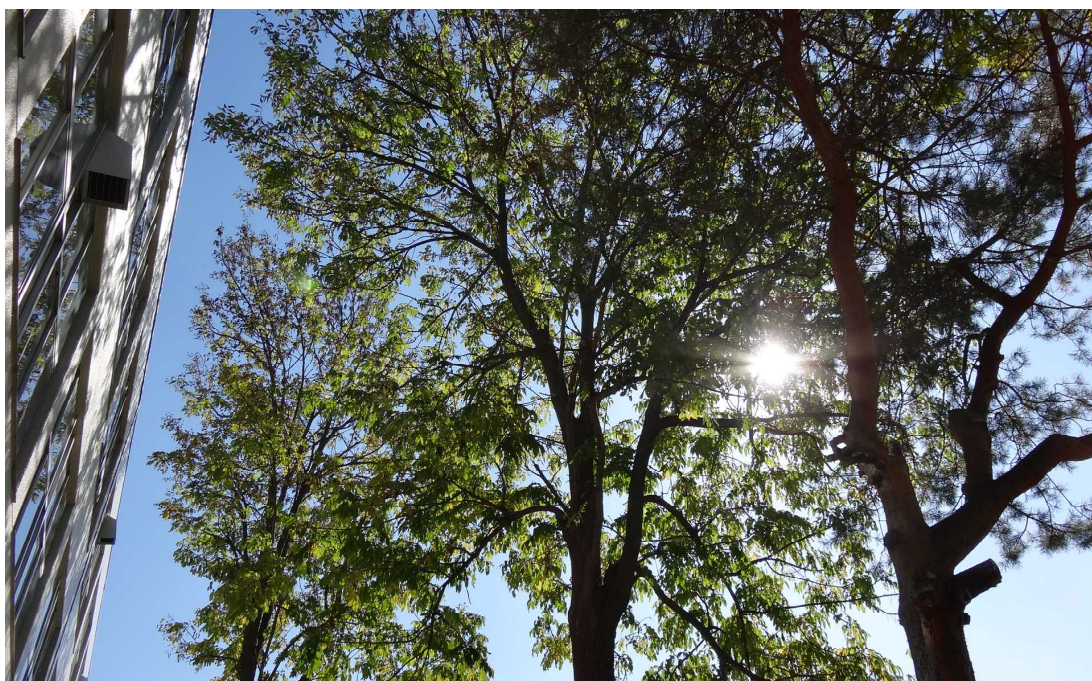


旭川市立神居中学校
学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

【目 次】

はじめに	...	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解	...	2
(1)いじめの定義		
(2)いじめの内容		
(3)いじめの要因	...	3
(4)いじめの解消		
(5)いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	...	4
1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標		
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	...	5
(1)学校いじめ対策組織の構成		
(2)学校いじめ対策組織の役割		
4 いじめ防止の取組	...	6
(1)いじめについての共通理解		
(2)いじめに向かわない態度・能力の育成		
(3)いじめが生まれる背景と指導上の注意		
(4)自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実		
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	...	7
6 いじめへの対処		
(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応		
(2)いじめを受けた生徒及びその保護者への支援		
(3)いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言		
(4)いじめが起きた集団への働きかけ	...	8
7 いじめの解消		
8 いじめの重大事態への対応		9
9 いじめ防止等に関する機関、保護者との連携	...	10
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	...	
11 <別紙> いじめの発見・観察ポイント（保護者用）	...	11
12 ・早期発見、事案対処マニュアル	...	13
・いじめ発見・見守りチェックシート	...	
第3章 その他の留意事項	...	15
1 学校評価を踏まえた取組の改善		
2 校内研修の充実		
3 校務の効率化		
4 地域や家庭との連携		
資料①神居中学校いじめ防止プログラム		16
資料②早期発見・事案対処マニュアル		18
資料③いじめ発見・見守りチェックリスト		19
主な相談窓口（中学生）		20

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「旭川市いじめ防止基本方針」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標

令和4年度（3月末現在）のいじめの認知件数は51件で、「冷やかしからいじめ、悪口、嫌なことを言われる」が多く、「パソコンや携帯電話で誹謗・中傷や嫌なことをされる」もありました。校内いじめ防止対策推進委員会のもと、早期発見とともに組織的な対処・経過観察、ご家庭のご協力により、全件とも3か月以内にいじめを解消することができました。

「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答した生徒は97%となっており、道徳教育を中心とした全ての教育活動により、「いじめは絶対に許されないこと」への認識を100%にまで高めていく必要があります。依然として「許される」「わからない」と回答する生徒がいることから、今後もすべての教育活動を通して、「いじめ根絶に向けて」組織的に取り組んでいきます。

今年度も「いじめはいつでも誰にでも起こることである」という共通認識のもと、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体でつくり未然防止に努めます。また、常に生徒の様子を教職員全体で共有して積極的な認知を徹底し、認知した場合は早期解決〈解消率100%〉に向けて、いじめ防止対策推進委員会を中心に組織的に解消に向けて取り組みます。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、生徒会が主体となって次の取組を行っています。

○学校いじめ防止基本方針の説明（全校集会 学校いじめ防止基本方針生徒版 活用）

○いじめ相談窓口の周知（全校集会 学校いじめ防止基本方針生徒版 活用）

○いじめ根絶宣言（全校集会）

生徒会が中心となって、どのようなことが「いじめ」になるのか、全校生徒にアンケートをとり、具体例をパワーポイントで説明をするなど、いじめ根絶に向けた意識を、全校で意識を高めています。

○生活・学習 Act サミット参加

旭川市中学校連盟開催の夏季研修会において、市内の中学校の生徒会、教育関係者、弁護士、医師、臨床心理士、人権擁護委員、警察などの専門家の助言をいただきながらよりよい生活のあり方について協議しています。

○小中連携「いじめ根絶標語」募集と審査表彰

神居小、富沢小、台場小の児童会と連携し、いじめ根絶に向けた標語に取り組み、各校より提出された標語を審査します。また、各自が考えた標語については、全て廊下に掲示し、いじめ根絶に向けて日常的に意識を高めています。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

①フルメンバー

- ・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、教務部長、学年主任（学年生徒指導担当）、学級担任、養護教諭、生徒会担当者、特別支援コーディネーター、道徳推進教師、情報教育担当者、部活動担当者
- ・スクールカウンセラー、スクールサポーター、サポートセンター等
- ・生徒の代表（年間計画の作成や実施、いじめ防止の取組の実施など）
- ・保護者の代表、学校運営協議会委員

②中核チーム（毎週木曜日に定例開催）

メンバー：校長、教頭、主幹教諭、各学年代表、コーディネーター、養護教諭

- ・報告窓口：主幹教諭（生徒指導部長） ※不在時は教頭
 - ・集約担当：主幹教諭（生徒指導部長） ※不在時は教頭
 - ・記録担当：主幹教諭（生徒指導部長） ※不在時は教頭
- ※対応の状況（5W1Hを時系列で）、取組の検証改善

データベース化 ※5年保管

③対策チーム（日々の対応）：教頭、主幹教諭、生徒指導部長および関係教職員

※複数の学校が関係する事案への対応について、他校及び市教委との連携の窓口は教頭（不在時は主幹教諭）とする。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応の実施

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し（PDCAサイクル）

④対処プランの策定及び確実な実行

⑤いじめ対策組織会議の会議録の整理・保管

4 いじめ防止の取組

学校は、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

○教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒の社会性を育む取組を進める。

○生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。（人権教育プログラムの実施 ※CAP プログラム）

○幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

○いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。

○教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

○教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。

○自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

○自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックリストやストレスチェックの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

（１）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

（２）いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

（３）いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

○他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。

○事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。

○事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。

○チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

(7) 犯罪行為に及びかねない事案に対しては、積極的に警察と連携し対応する。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していること（最低でも3ヶ月以上）や、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

○学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

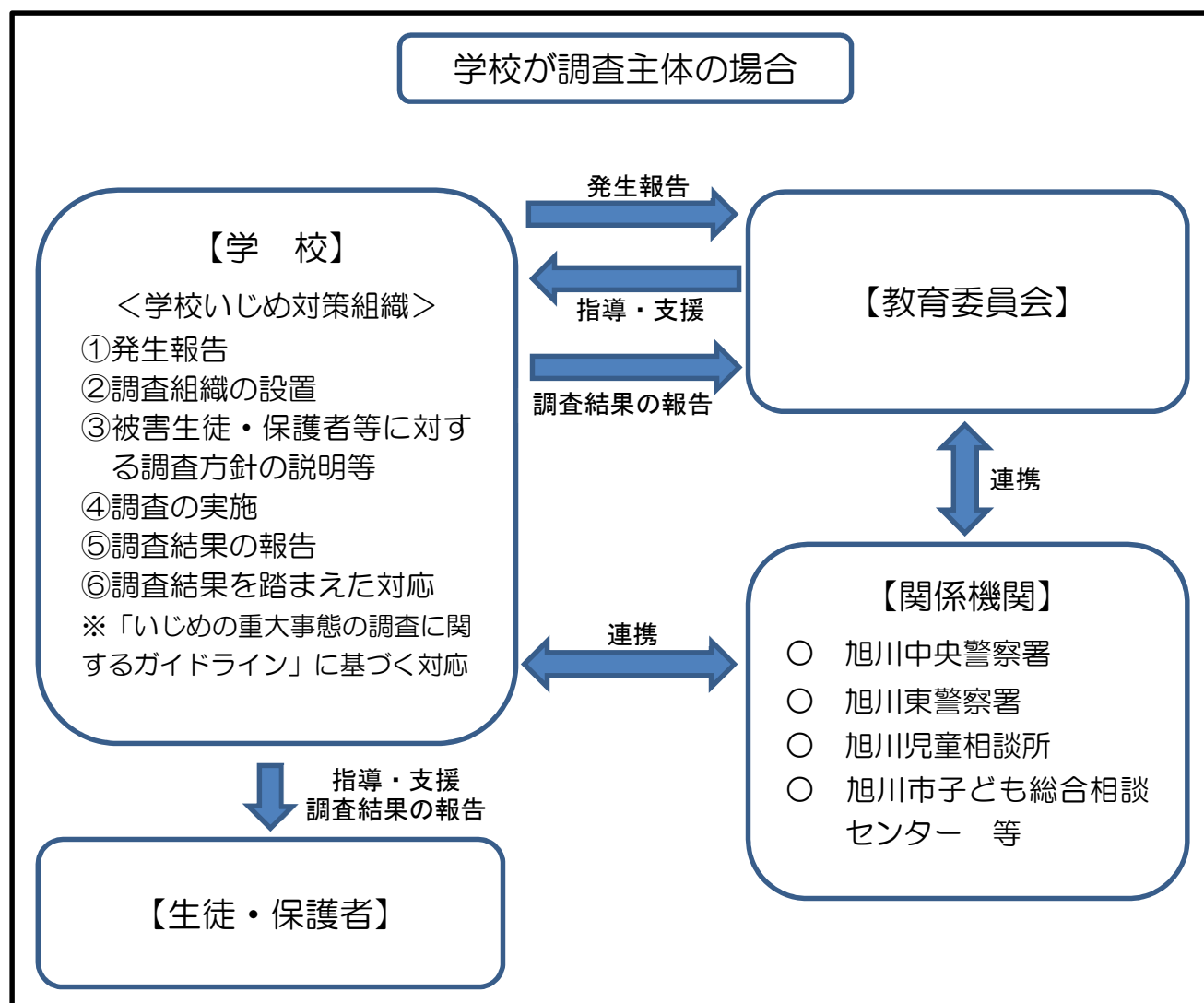
○学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

○調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

○犯罪行為に及びかねない事案に対しては、積極的に警察と連携し対応する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。

○いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）、民間の相談機関等の外部専門家を加えて対応する。

○民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

○学期に1回、「学校いじめ対策組織会議」にスクールカウンセラー派遣する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

○日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。

○学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。

○不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

神居中 早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童・生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→主幹教諭→教頭→校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、<u>他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。</u> □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、<u>その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</u> □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ <u>保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。</u>	□ 当該児童・生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP8参照）

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □ 事実の整理、指導方針の再確認 □ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 生徒指導体制の点検・改善 □ 教育相談体制の強化 □ 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 □ 道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 □ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □ 学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □ 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|---|--|---|

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名 _____

神居中学校いじめ防止対策推進委員会

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の生徒を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆生徒のささいな変化に気づき、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆日常の生徒とのふれあいを大切に！
- ◆気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

第3章 その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、教職員・生徒・保護者をはじめ、学校運営協議会を活用するなどして、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組みます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めのPTA総会や参観日、保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

【資料①】 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
生 徒	○基本方針（生徒版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	ストレスチェック① CAP プログラム（中 1 のみ）	○いじめアンケート調査① ○生徒が主体となった未然防止の取組 ○中連生活部 6 月研への参加
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開	CAP プログラム（保護者対象）	

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	学期に 1 回の「学校いじめ対策組織会議」SC 派遣		
		○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○校内研修
			・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
生 徒	○生活・学習 A c t サミットへの参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○生活・学習 A c t サミットを受けた取組の実施	ストレスチェック②
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・1 学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談	学期に1回の「学校いじめ対策組織会議」SC派遣
生徒	○生徒が主体となった未然防止の取組 ○「人権教育プログラム」の授業	○いじめアンケート調査②	○中連生活部12月研への参加 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域			○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	学期に1回の「学校いじめ対策組織会議」SC派遣	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 教育相談 ↑	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	ストレスチェック③	○いじめアンケート調査③ ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○外部講師（警察）による，スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	

【資料②】

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- ☐ 事実関係の把握
- ☐ 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- ☐ 全教職員による共通理解
- ☐ いじめ認知の判断
- ☐ SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- ☐ 事実の整理、指導方針の再確認
- ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- ☐ 生徒指導体制の点検・改善
- ☐ 教育相談体制の強化
- ☐ 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- ☐ 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○ 家庭、地域との連携強化

- ☐ 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- ☐ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- ☐ 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

【資料③】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

主 な 相 談 窓 口（中学生）

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500
子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5243

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康LINE相談（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日、土曜日、祝日 18:00~22:00

日曜日 17:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



（裏面につづく）

◆児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（北海道保健福祉部）

＜電話番号＞ 189（いちはやく）
＜受付時間＞ 毎日24時間

◆チャイルドラインほっかいどう（認定NPO法人チャイルドライン支援センター）

＜電話番号＞ 0120-99-7777
＜受付時間＞ 毎日16:00～21:00（12/29～1/3除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道 札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝 12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

＜電話番号＞ 0570-064-556
＜受付時間＞ 平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343
＜受付時間＞ 毎日24時間

◆北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

＜電話番号＞ 0120-516-086（電話）
＜受付時間＞ 平日8:45～17:30
＜メール等＞ hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）
facebook.com/ebetsu.carers（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）

◆ほっかいどうこどもライン相談＜中学生・高校生対象＞（北海道教育委員会）

＜アカウント名＞ 令和4年度ほっかいどうこどもライン相談
＜受付時間＞ 17:00～22:00
＜相談受付スケジュール＞ 2023年3月27日までの月曜のみ



◆ほっかいどう親子のための相談LINE（北海道保健福祉部）

＜受付時間＞ 平日9:00～17:00



◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立神居中学校 TEL 0166-61-7261